

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成21年6月1日(月) 10:00~15:30
 2. 場所 大津市晴嵐市民センター2階 第3、4会議室
 3. 議題 (仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書
 4. について
 5. 出席委員 宗宮会長、山田委員、遊磨委員、藤本委員、高柳委員、浅見委員、松井委員、樋口委員、定森委員
 6. 内容 当該事業の実施計画書についての説明および質疑応答
事業計画地の現地確認
-

議事概要

〔 事業者より事業概要の説明
事業計画地の現地確認を実施 〕

(委員)この計画では、かなり切土、盛土をされることになっており、事業区域内で全部バランスがとれるようになっていましたね。流木等の処置についてはチップにする、その他と出ていたが、絶対量のような算定はされているのでしょうか。

(事業者)算定してないが、これから今回の土地利用計画の中で、植栽地のチップになったものは、植栽地にマルチング材として土砂が流れないようにします。そのあと余ったものについては、産廃処理をすることになります。

(委員)一時にかなりの交通量が予測されると思うが、そういう交通量が増えたときに、上り口までで収まるのでしょうか。そのあたりの計画はどのように考えておられるのでしょうか。

(事業者)(墓石の)基数に対して、ピーク時には0.2人として約6,000人がお盆時の最多墓参人員になると思います。このとき、車1台当たり3人から3~4人ぐらい乗っているとすると、約1,770台から約2,000台の車が、開園時間の(午前)9時から(午後)5時までの間に入ることになります。特にピークは午前11時ぐらいから(午後)1時ぐらいとなり、このときの値を算出すると、その全体の台数に対して0.3を掛けたものが1時間当たりの集中度となります。それが520台ぐらいとなり、それをクリアすれば、駐車台数については問題ありません。また、墓苑内にピーク時においては整理員を雇い、スムーズに車が流れるように、対策していきます。

(委員)入り口から中心施設までの200メートルで、その渋滞をストックできるのか、あるいは国道の方まで並んでしまうのでしょうか。

(事業者)他の実績で、基本的にピーク時に整理員などを配置することによって、スムーズに誘導され、一般道路等にはみ出るといったことはないので、この計画の中で十分対応できていると思っています。

(委員)伐採木の処理について、チップにできない分は作業ごみとなるので、できるだけ少なくなるようなご配慮をいただきたい。また、実際にどれぐらい算段できるものかアセスの中でしっかりと計算し

ていただきたい。

(委員) 事業計画地周辺は瀬田川で環境基準の水域はA類型と指定されているということが78ページに書いてあります。事業計画地(直下の川)は該当(類型指定)なしということでしょうか。浄化槽としては合併浄化槽の予定なのでしょうか。

(事業者) 浄化槽について、創価学会では香川県の池田記念墓地公園という墓苑を5年ぐらいほど前に造りました。そこは瀬戸内海に流出する水系で、瀬戸内規制がかかっているため、チッソ、リン等についても規定の数字になるような3次処理の浄化槽を造って対応しています。基本的にはピーク時対応として調整槽という、浄化槽の手前にある一定の量をためる槽を造って、その浄化槽の処理をできるようにしています。

(委員) その3次処理とはどんな処理でしょうか。

(事業者) 特殊な膜を使った処理です。

(委員) MBR(膜分離活性汚泥)を使われるのか。硝化脱窒で膜を使うというと、生物処理でしょうか。

(事業者) 基本的にそれは四国の例の話をしており、まだこちらの場合の水の浄化の条件を踏まえ、どのように浄化したらよいのか今検討中です。

(委員) 浄化槽にしても、かなり大きなものとなるので、他の許可もとっていただく必要があります。

(委員) 食堂はどのぐらいの頻度で使われるのか。油の処理ができるのかがポイントです。

(事業者) 基本的に食堂については、グリストラップを設置し、これを除去して浄化槽に流します。

(委員) グリストラップだけでは無理なので、工夫してください。このままでいくと、調整池で、かなり色がついてしまいます。瀬田川に出す水そのものに藻類で着色したり、油が浮いたりするようなことがあったら困るので、工夫してほしい。

(事業者) 分かりました。

(委員) 景観について、実施計画書110ページに3地点で調査すると書かれています。大体どの辺りという特定をされているのでしょうか。それから国定公園と隣接しているが、その中に遊歩道があるとか、一般の方が入って見る場所があるかを教えていただきたい。

(事業者) 風致地区と国定公園については開発地域に入っておりません。

(委員) 国定公園ですので、一般の目が及ぶ場所があるかと思いますが、そこからの見え方がどうなるのか検討する必要があります。例えば国定公園のほうが高ければ、そこから見下ろす場合や遊歩道に指定されているところがあって、そこから眺められる場合等はないのでしょうか。

(事業者) 基本的には瀬田川のほうから開発地域のほうにかけては上りとなっている。

(委員) 3地点と書いてあるが、想定されているようであればお教えいただきたい。

(事業者) 標高差等々考慮してチェックしようと考えています。現在は、具体的に調査地点は設定しておりません。

(委員) 先ほどのお答えは回答になっていません。国立公園から事業所が見えるのではないかとということであって、事業所自体が国立公園に入っているかどうかということを探ねられたのではなく、遊歩道についても、事業エリア以外の遊歩道から見えるのではないかとという質問です。

(委員) 例えば近隣の山が登山道みたいになっていて見下ろせるとか、そういうところをしっかりと把握していただきたい。

(委員) この地図で見たときに瀬田川から見えるのではないのでしょうか。もしその可能性があれば、そこは当然景観のポイントに入れていただかないといけません。

(委員) 現地見学のときにいただいた断面図で とあるが、どこの絵でしょうか。

(事業者) 近隣の景観、民家が接している一面に改変区域が比較的に見える場所ということで、この位置を、断面を切らしていただいて協議しているという状況です。

(委員) 地形の断面じゃないわけですね。切り盛りの断面を、工事の断面示すものではないわけですね。

(事業者) はい。

(委員) 水道の件について、井戸を掘るとのことであるが、井戸を掘って、出なかった場合の対処法はどこまでお考えでしょうか。

(事業者) 出ない場合は浄水ということになる。井戸は、文献等で先に調査しているが、かなり厳しいのではないかと予測しています。水道のほうはルートをある程度つかんでいる。(敷設された) 管を太くして引っ張ればよいとのこと。

(委員) それは事業者がやられるのでしょうか。

(事業者) はい。

(委員) その計画も、この中へ入ってくるわけですね。

(事業者) この計画は、井水を原則として考えています。

(委員) それから、芝生に散水はされないのでしょうか。

(事業者) 基本的には散水はやらない方向で考えています。よっぽどの日照りが続くとか、そういったことがない限りはある程度は大丈夫です。

(委員) すぐ両隣に2つ、大きなゴルフ場がありますので、散水をして芝生を確保しているはずなので、水の収支の関係をしっかりと取ってもらわないといけません。水の管理をどのようにするのか、草、それから樹木の管理もどうするのか、きちんと計画を論立てていただきたい。

(委員) 準備書の段階で複数案を示すというのが、ほんとは理想的なやり方でしょう。例えば水の収支に関しても井水と水道水、浄水を使うという案を提示するというような形で、両方提示していただくのが良いと思います。

(委員) 完成予想図を見ると、比較的大きな調整池が造られているが、実際には芝地が多いので、直接側溝に沿って流れる雨水は、あまり多くないのでしょうか。それに比べて工事中の調整池が貧弱なような気がしています。工事中のほうは表土もかなり崩れるので、再計算が必要なのではないのでしょうか。

(委員) 哺乳類関係で51ページにいろいろ挙げてはあるが、具体的な種名が挙げていません。実施計画書105ページから107ページに調査計画がありますが、一体何を対象にして行うつもりなのでしょう。予備調査の結果から、生息していそうな生物を確認し、実施すべき調査を決定していただきたい。それと、実施計画書107ページが哺乳類の調査の図で、右側のほうに(標高)213のピークがあって、左側のほうに(標高)200.2のピークあるが、先ほどの国定公園の第2種区域にちょうどピッタリ重なっています。ここから見た景観がものすごく変わる可能性があると思います。

(委員) 実施計画書11ページの凡例について、緑色系統の緑地というのが4種類載っていて、それぞれ()内の説明を見ると、残置森林、造成森林、植栽地、法面というふうに書かれています。残置森林の中には、放棄水田も入ると思うが、造成森林と植栽地と法面のそれぞれ緑としての中身の違いについて教えていただきたい。

(事業者) (滋賀県の林地開発許可申請の手引(平成16年版)P62表-6の事業場の設置の項目において、) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅30m以上の残置森林又は造成森林を配置することとなっております。造成緑地については、墓域を分け、分割した部分について植栽をして、そこを緑化するという部分です。最後の法面については、例えば残置森林に近い、接しているところについて、例えば改変する部分、接するところについてはマント植栽などを行うところです。主に盛土分については、苗木を植えて植栽をする計画となっております。

(委員) 造成緑地は森林も法面も含めて、おおよそ森に戻すというのをイメージされているという理解でよろしいか。

(事業者) 法面については、すべて植栽するということにはつながらないかもしれないが、どういう形がいいのかは協議させていただきたい。

(事業者) 盛土については、できればポット苗工法を行いたいと思っています。ポット苗を入れてわらを敷いてやれば自然の植生に戻るということを我々も実質的に経験したので、できるだけそういった工法を行いたい。それとなるべく地域に自生している、そういった樹種を選んで、行いたいと思っています。

(委員) 地域に合った樹種を選んでということで、樹種だけの限定だと、割と入手しやすいと思うが、もしも郷土産となると、なかなか入手しにくくなります。入手についての計画も十分に練っていただければと思います。それから切った木をチップに利用する以外は産廃に出すということですが、利用と産廃の中間案として、例えば株を法面に移植するという方法も十分考えられます。スギ、ヒノキなどの植栽樹は難しいが、コナラなどの割と小さな株であれば、切り株からの萌芽により郷土産樹木による緑化が可能となるので、そういった緑化のしかたも考えていただければと思います。それから、この残置森林の中に放置水田が含まれています。水面がかなり残っていたので、水生昆虫だとか両性は虫類、水生植物なんかはかなり豊富な、豊かな生物層というものが確認されると予想しています。もし、それらの種を守り、生物多様性に貢献しようという計画が書かれるようであれば、108ページの「予測の方針」の「予測期間、工事中及び供用後」と書かれているところに、供用後の植生の管理法についても記載していただければ、大変ありがたい。

(委員) 実施計画書105ページの鳥類の調査の猛禽類に関して、(猛禽類が)見つかった場合には「協議の上、詳細な調査を行うことを検討する」と書かれているが、どこで協議をして、どんな検討するのか、ご説明願います。

(事業者) 「詳細な調査」については、例えば希少な猛禽類などが見付かったら、環境庁が出された猛禽類保護の進め方などにのっとり、繁殖期を含む毎月の調査などを検討するということです。どこで協議をするのかについては、皆様方とのご検討というような形になると思います。

(委員) もし確認された場合に、工事計画が変わる可能性があるのではないと思うが、その辺りは一応、考えていただかなければなりません。

(事業者) 予備調査は、今、進めています。これを既存資料として後戻りがないようにしたい。

(委員) それでも(猛禽類が)出てきた段階で、まず検討していただけるというふうに理解してよろしいか。

(事業者) はい。

(委員) 近くに曾束遺跡があり、例えば実施計画書 28 ページの切土の黄色い部分について、銅鐸が埋まっている可能性もあります。何かが出たら、きちんと報告をするよう徹底してもらいたい。また、実施計画書では遺跡はないが、工事をやる場合には、大津市の教育委員会文化財保護課とも協議をしていただくなど、念押しの確認をしていただきたい。

(委員) 景観の夜間の件について、どのぐらいの光を使ってもいいかというのは、どのあたりで検証していけることになるのでしょうか。夜間照明がどうあるべきかをお教えいただきたい。

(事業者) 開園の時間が(午前)9時から(午後)5時としております。その間は墓参者ならびに見学者等も自由に入出入り可能ですが、そのあとは門を閉じるので、夜間照明は使いません。一部霧の状態だとか、夕方暗くなって、どうしても交通上、照明が必要なところは最小限外灯を設けることとしたい。

(委員) もし外灯を使うとすれば、こうなるというのを載せていただきたい。

(事業者) 基本的に外灯は、幹線道路にはそれぞれずっと設置されるが、(午後)5時になったら閉園になるので、そのとき外灯はみんな消します。

(委員) 実施計画書 98 ページのこの図の項目だと一時的な汚れしか特定できないので、生物指標を補助指標として入れていただきたい。また、この表に、環境基準の A 類型がどんな値が載せていただきたい。

(事業者) 実施計画書 105 ページに動植物の調査の中で底生動物の調査を計画しています。

(委員) 墓参へと来られた方々は花とかは一切持ち込まない状況でしたか。

(事業者) 基本的に、お花とか、そういうお供え物は一切持ち帰ることを案内しています。置いていかれた場合には、日常的に清掃管理を行い対応しています。

(委員) バケツなどで水汲んでいって、墓石を洗うなども、通常の管理の中でされるのでしょうか。

(事業者) もちろん、墓参の方が水汲み場で手おけを持って行かれてお水をかけたり、また清掃されたりということもあります。それから先ほどの質問の中でお答えは不十分だったところがあります。この植栽管理で水を多用するのではないかというお話だが、一番大きいのはやっぱり芝生であります。採用している芝が野芝で、一般的なゴルフ場等の芝とは水を好む量が格段に違います。スポット的に散水を行っている箇所は 1、2 箇所だけ。他の墓苑では、水が足りなくなる場合、調整池から水を汲んで散水をしています。

(委員) 通常、維持管理は何人ぐらいでやられるのでしょうか。

(事業者) 基本的に私ども創価学会の職員は10名以内で、あとはアルバイト等を雇います。このアルバイトはピーク時と閑散時で変動があるが、大体5名から10名であります。それから維持管理に関しては専門の職員が常駐し、専門のメンテナンス業者に委託をしています。植栽管理も大手の造園会社等に委託をし、現地の方を雇用して管理されます。

(委員) アクセス道路からこの敷地内に入るところは1箇所でしょうか。

(事業者) 1箇所です。

(委員) 何か信号などもつけるのでしょうか。

(事業者) これから調整します。

(委員) どれぐらいの交通量になるのか、ピーク時には裏に回れるようにしていただきたい。

(事業者) それを考えると、今左折のラインを設置するように協議していきます。

(委員) 放置されている田畑とか、少し家族に開放して、有効利用など、公園化のようなことをお考えなった場合には、条件が違ってくるので、注意していただきたい。それでは他に質問やご意見がなさそうですので、本日の審査会は、これで終了させていただきます。